

生ごみの共同処理開始に向けた逗子市と葉山町の協議結果について

令和 8 年 5 月 18 日

1. 資本費について

①資本費は、最終的な出来高の金額として詳細の内訳とともに示された 5 億 796 万 5,700 円とする。

②資本費から控除する国の交付金は、工期の延長がなければ交付される予定であった分も交付されたものとして計算する。

以上の内容で合意した。

<協議のポイント>

- ・当初の約 4 億 8,200 万円から最終出来高約 5 億 800 万円に約 2,600 万円増額した理由と増額金額の内訳について、葉山町からの説明を求め、関係資料を直接確認する作業を行った。

- ・確認すべき書類に不足があるため、葉山町から共和化工㈱に対し、あらためて確認できる関係資料の提供を求めたが、無いと断られたと聞いている。(共和化工㈱の支店長に対し、今年に入ってから 2 度、電話で求めたとのこと。)

- ・葉山町から、いくつかの増減要因について説明があり、当初の約 4 億 8,200 万円の積算のもととなるプロポーザルの資料と、最終出来高約 5 億 800 万円の詳細内訳等の資料を確認したところ、脱臭設備と集塵設備の仕様変更により、少なくとも約 4,000 万円の増額要素があることが明確に確認できた。(設備が実際に設置されていることも現地で確認した。)

- ・最終的に約 2,600 万円の増額となった理由について、他の増減要因や金額内訳等は書類上明確には確認できなかったが、少なくとも、約 4,000 万円の増額要素は明確に確認できたため、逗子市としては、葉山町が求めている約 2,600 万円の増額を全く否定すべきものではないと判断した。

- ・なお、関係資料の不備不足や、逗子市に対し適時誠意ある説明責任が果たされてこなかった点について、葉山町長から逗子市長に対し、直接対面で、真摯な謝罪があった。

※約 2,600 万円の増額分には、性質的にいわゆる増工事分や物価スライド分に該当する経費が含まれている可能性があるが、2,600 万円を超える増額要素が明確に確認できているということと、物価スライドを含めこれ以上の資本費の増額は一切逗子市には求めないとの葉山町との合意を前提に、逗子市としては、約 2,600 万円の増額負担を否定するものではない。

2. 処理費について

決算確定後の清算時に過不足額が過大にならないよう、光熱水費及び薬剤の購入費用については、昨年 8 月の施設稼働以降の実績額、その他の費用については、令和 8 年度予算を基礎額として、調整のうえ積算した。

3. 搬入の平準化と年末臨時収集の対応について

葉山町側で対応することで合意した。

<協議のポイント>

- ・搬入の平準化については、葉山町の施設内にストックヤードを確保して受託側で処理を平準化することで対応し、委託側の搬入の平準化を逗子市には求めない。

- ・逗子市の年末臨時収集の実施日に、葉山町の施設において、受入れ、処理の対応を行う。なお、葉山町は年末臨時収集を実施する予定が無いため、逗子市が搬入した生ごみの処理を行うことだけのために施設を稼働するにあたり発生する経費については、逗子市において負担する。

負担する経費は、作業員 3 人分の人件費 1 日あたり 83,400 円（令和 8 年度見込み。※他の経費同様、実績で決算確定時清算）となる。

4. 逗子市において発生した金銭的損害の対応について

両市町の弁護士による協議を踏まえ、損害に関する両市町の協議は、生ごみの共同処理の開始の可否とは切り離し、別途協議を継続することとした。

<協議のポイント>

- ・市民・市議会、町民・町議会の両者納得が得られる結論を導くには、司法の手続きによる法的解決が望ましい側面がある。

- ・損害の問題以外の協議事項が全て調った場合において、逗子市側が損害の協議が調わないことのみを理由に生ごみ共同処理の開始時期を引き延ばすことは、開始時期の遅れに伴う倉庫代増加に関する損害の認定にあたり、法的に不利な状況となる。

5. 逗子市と葉山町との確認書の取り交わしについて

資本費、処理費、搬入の平準化、年末臨時収集の対応及び金銭的損害の対応に関する 1～4 の内容、並びに、葉山町が逗子市に 1 の資本費 5 億 796 万 5,700 円以外の増工事分及び物価スライド分の負担を今後一切求めないことについて、逗子市と葉山町は合意した内容を確認する書面を取り交わすこととする。